

【表紙】

| | |
|---------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年2月15日 |
| 【会社名】 | エレコム株式会社 |
| 【英訳名】 | E L E C O M C O . , L T D . |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 葉田 順治 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市中央区伏見町四丁目1番1号 |
| 【電話番号】 | (06)6229-1418 |
| 【事務連絡者氏名】 | 業務統括部長 山本 豊 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市中央区伏見町四丁目1番1号 |
| 【電話番号】 | (06)6229-1418 |
| 【事務連絡者氏名】 | 業務統括部長 山本 豊 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 554,576,000円 |
| | (注) 募集金額は、会社法上の払込金額(以下本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成25年2月8日(金)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|----------|--|
| 普通株式 | 400,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株 |

(注) 1 平成25年2月15日(金)開催の取締役会決議によります。

- 2 本募集とは別に、平成25年2月15日(金)開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式1,500,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)及び一般募集と同時に行われる当社普通株式1,200,000株の売出し(以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、400,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下「貸借株式」という。)の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して大和証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)であります。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成25年3月21日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社大阪証券取引所又は株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

- 3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 400,000株 | 554,576,000 | 277,288,000 |
| 一般募集 | | | |
| 計（総発行株式） | 400,000株 | 554,576,000 | 277,288,000 |

(注) 1 前記「1 新規発行株式」(注) 2に記載のとおり、本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して大和証券株式会社を割当先として行われる第三者割当の方法によります。その概要は以下のとおりであります。

| | |
|--------------|--------------------------|
| 割当予定先の氏名又は名称 | 大和証券株式会社 |
| 割当株数 | 400,000株 |
| 払込金額の総額 | 554,576,000円 |
| 割当てが行われる条件 | 前記「1 新規発行株式」(注) 2に記載のとおり |

- 2 前記「1 新規発行株式」(注) 2に記載のとおり、発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額の総額は、平成25年2月8日（金）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

| 発行価格（円） | 資本組入額（円） | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金（円） | 払込期日 |
|-------------|-------------|--------|---------------|------------|---------------|
| 未定 (注) 1 | 未定 (注) 1 | 100株 | 平成25年3月25日（月） | 該当事項はありません | 平成25年3月26日（火） |

(注) 1 発行価格及び資本組入額については、平成25年2月25日（月）から平成25年2月28日（木）までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価格及び資本組入額とそれぞれ同一の金額といたします。

- 2 全株式を大和証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
- 3 大和証券株式会社から申込みがなかった株式については、失権となります。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ1株につき発行価格と同一の金額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-------------|------------------|
| エレコム株式会社 本店 | 大阪市中央区伏見町四丁目1番1号 |

(4)【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|----------------------|------------------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 大阪中央支店 | 大阪市中央区伏見町三丁目5番6号 |

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|-------------|--------------|-------------|
| 554,576,000 | 4,000,000 | 550,576,000 |

(注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成25年2月8日（金）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限550,576,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額2,060,660,000円と合わせた手取概算額合計上限2,611,236,000円について、出荷能力の増強と物流許容量の拡充等を目的として、2,553,552,000円を平成27年3月末までに設備投資資金に、57,684,000円を平成26年6月末までに「〔仮称〕東日本第2物流センター」の設置に伴う移転費用に、残額が生じた場合は平成25年3月に返済期限を迎える短期借入金の返済資金の一部に充当する予定です。

設備投資資金の具体的な使途としては、1,085,943,000円を平成25年2月から平成26年2月までの間に「〔仮称〕東日本第2物流センター」の事務所及び物流設備等の設置費用（差入保証金を含む。）に、740,000,000円を平成25年4月から平成27年3月までの間に新製品開発のための金型等投資資金に、522,351,000円を平成25年4月から平成27年3月までの間に本社情報システムの投資資金に、205,258,000円を平成26年8月から平成26年9月までの間に「東日本物流センター」の物流設備の修繕費用に充当する予定であります。

なお、上記手取金は、具体的な充当期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

また、第三部 参照情報 第1 参照書類の1 有価証券報告書（第27期）に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除去等の計画（1）重要な設備の新設」（第三部 参照情報 第1 参照書類の4 四半期報告書（第28期第3四半期）において追加記載された計画を含む。）は、本有価証券届出書提出日（平成25年2月15日）現在、以下のとおりとなっております。

| 会社名 事業所名 | 所在地 | セグメントの 名称 | 設備の内容 | 投資等予定額 | | 資金調達 方法 | 着手及び完了予定年月 | | 完了後の 増加能力 |
|---------------------------------|--------------|--------------|----------------|---------------|---------------|--------------------|-------------|-------------|--------------|
| | | | | 総額 (百万円) | 既支払額 (百万円) | | 着手 | 完了 | |
| 当社 (〔仮称〕東 日本第2物流 センター) | 神奈川県 相模原市 | 全社 | 事務所及び物 流設備等 | 1,085 (注)1 | - | 増資資金 | 平成25年 2月 | 平成26年 2月 | 出荷能力 の増強 |
| 当社 (東日本物流 センター) | 東京都 江東区 | | 物流設備 | 205 | - | 増資資金 | 平成26年 8月 | 平成26年 9月 | (注)2 |
| 当社 (本社) | 大阪府 大阪市 | | 金型等 | 740 | - | 増資資金 | 平成25年 4月 | 平成27年 3月 | (注)2 |
| 当社 (本社) | 大阪府 大阪市 | | 社内システム | 660 | - | 増資資金 及び自己 資金 | 平成25年 4月 | 平成27年 3月 | 業務の効 率化 |

(注) 1 上記投資予定総額には、賃借契約に伴う差入保証金を含んでおります。

2 完成後の増加能力は、算定困難なため記載しておりません。

3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月29日近畿財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第28期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月6日近畿財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第28期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月9日近畿財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第28期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月7日近畿財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年2月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月2日に近畿財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年2月15日）までの間において、以下のとおり変更及び追加すべき事由が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については、_____ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年2月15日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当社グループが本有価証券届出書提出日（平成25年2月15日）現在において入手した情報に基づいて、記載が適当であると判断したものであります。

(1) 市場動向について

当社グループは主にパソコン及びデジタル関連製品の市場を主要な事業活動の領域としているため、当該市場の動向が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 仕入形態等について

当社グループは、子会社の一部を除き自社で製造設備を保有しないファブレスメーカーであり、仕入先の選定に当たっては、仕入コスト、品質及び供給体制等を総合的に勘案して選定しておりますが、現状これら仕入品については多品種・少ロットの生産形態をとっております。当社グループは、品質管理の専門部署が当社で定めた品質管理基準に基づいた品質管理を行っており、安全かつ安心頂ける製品の供給に努めておりますが、生産委託先の受入れ環境によって自社製造設備では想定しがたい品質不良や時間的ロスが発生し、その後の再検査等で市場に製品をタイムリーに供給できない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社としては仕入先の多様化に努めておりますが、特定の商品の売上動向によっては、一部の製品または製品部材等について、特定の仕入先に依存する結果となることがあり、これらの仕入先が何らかの要因で当社グループへの供給量を制限または停止した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。加えて、当社グループ製品の原材料仕入先及び生産委託先は中国、台湾などのアジア諸国等に所在しているため、これら各国の国情の変化や各国における今後の法改正及び新たな法令の制定等により、当社グループ製品の生産等に何らかの支障をきたし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替相場変動について

当社グループが取扱う製品は、中国、台湾などのアジア諸国等から完成品等を仕入れる割合が多く、大半が米ドル決済となっており、日本円と米ドル間の為替相場が円安傾向となった場合、円換算した仕入価格が上昇することになります。当社グループは為替相場の変動によるリスクをヘッジする目的で、為替予約及び通貨オプションを行っておりますが、当該リスクヘッジにより為替相場の変動の影響を緩和することは可能であっても、間接的な影響も含め、すべての影響を排除することは不可能です。このため当社グループの想定以上に円安が進んだ場合、パソコン及びデジタル機器関連製品市場等の環境いかんでは、かかる仕入価格の上昇分を適正に製品の販売価格に転嫁することが出来ず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、中国からの完成品仕入に関し、米ドル決済としておりますが、人民元が切上げられた場合、仕入価格が上昇する可能性があります。当該上昇分を適正に製品の販売価格に転嫁出来ない場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 保有在庫の陳腐化及び製品投入のスピードについて

当社グループが事業活動の領域とするパソコン及びデジタル機器関連製品市場は、技術革新が急速であるため製品のライフサイクルを短いものとしており、特に大きな技術革新は最終消費者の需要動向を大きく変化させ、その時点で保有する在庫品の陳腐化を招く可能性があります。当社グループは経験則と実勢をもとに、毎月廃棄処分及び四半期毎に所定の評価減を行うことでこのリスクに備えておりますが、想定以上に在庫品の陳腐化が進んだ場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、生産委託先等の関係各社の協力のもと、エンドユーザーが実際に使用する最終製品を開発しておりますが、外部環境の変化等により、市場の変化に対応した新商品の投入ができなくなった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 市場における価格競争等について

当社グループが取扱う製品は、競合他社との間で日常的に厳しい価格競争が行われております。したがって、当社グループの思惑とは別に販売価格の引下げを余儀なくされる可能性があります。また、原材料価格の高騰等により仕入価格が上昇した場合等であっても、かかる仕入価格の上昇分を適正に販売価格に転嫁することが出来ない可能性があります。当社グループは、収益確保のため部材の調達コスト及び製造コスト等の削減に継続して取り組んでおりますが、当社グループの

想定以上に価格競争が厳しくなった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制について

当社グループが取扱う製品は、製造物責任法の規制を受けており、一部の製品は、電波法や電気安全法の規制を受けております。また同製品の一部は、輸出する際にワッセナー・アレンジメント(1)の規制を受ける可能性があり、その場合は経済産業省の許可が必要になります。また、当社グループは子会社または代理店を通じて欧州及びアジアを中心とした海外で製品を販売しておりますが、欧州においてはR o H S 指令(2)、中国においては中国版R o H S 指令(3)等の規制を受けております。当社グループはこれらの法令を遵守するための法令に適合した品質管理基準に基づいた品質管理を実施し、事業活動を行っておりますが、予測できない事態によりこれらの規制を遵守できなかった場合や、今後法的規則等が改正され、その対応のための費用負担などが増大したり、あるいはこれらの法改正等に充分に対応出来ない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(1) 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある貨物や技術が特定国へ輸出されないよう、輸出を管理する目的で1996年に発足した輸出管理機構。

(2) 電子・電気機器における特定有害物質の使用制限についての欧州連合(E U)による指令。

(3) 電気・電子情報製品の使用による環境汚染及びその他の公害の発生を低減することを目的とした法律。

(7) 取引先との取引条件について

当社グループは、当社グループが取扱う製品を家電量販店や法人代理店等(以下「取引先」という。)と継続的取引契約を締結し、当該取引先を通じて最終消費者に販売しております。これら取引先との取引契約が解消されることは、現状では想定しがたいものと認識しておりますが、今後不測の要因により主要な取引先との取引契約が解消された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、主要な取引先との取引に当たっては、業界の商慣習や取引高等に応じて交渉の上その条件を決定しておりますが、これらの取引条件が不測の理由によって悪化した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 在庫補償について

当社グループの属するパソコン及びデジタル機器関連製品業界の商慣習として、既に出荷し取引先の在庫となっている製品に対して同製品の価格改定(値下げ)を実施した場合、当該値下げ金額に取引先在庫数量を乗じた金額を取引先に対して補填する「在庫補償」というものがあります。当社グループは取引先ごとに先方の在庫内容を常時把握するとともに、価格改定を実施する場合、流通在庫量の調整を行うなどの対策を打ち、「在庫補償」の金額が少なくなるよう努めておりますが、当社グループの施策が奏効しない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 個人情報漏洩について

当社グループではEコマースサイトにおける製品の販売や、取引先からの依頼により当社製品を顧客へ直送する際など、様々な業務において個人情報を取得しており、「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)に定める個人情報取扱事業者該当しております。当社グループでは、法令に従い個人情報保護方針(プライバシーポリシー)を制定し、社内外へ周知するとともに、社内においては個人情報の取扱い及び管理に関する規程を整備し、個人情報保護に努めております。しかしながら、これらの個人情報が、不測の事態により外部へ漏洩した場合、当社グループの信用低下や損害賠償請求等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 知的財産権について

当社グループでは多数の品種の製品を取り扱っており、これら製品に係る多数の知的財産権を取得し、所有しております。当社グループが所有する知的財産権が、無断で使用された場合、当社グループ及び当社グループが取扱う製品のブランドが損なわれることにより、係争へ発展した場合を含め損害が発生する可能性があります。

また、当社グループの製品のなかには、第三者からのライセンスを受けて第三者の特許その他の知的財産権を使用しているものがありますが、将来当該ライセンスが取り消されたり、当社グループにとって不利な条件に変更されたりする可能性があります。さらに当社が現在ライセンスの必要がないと判断している製品についても、第三者により新たにライセンスが必要と主張される可能性があります。これらの場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは知的財産権管理専門の担当者を置き、グループ内で企画・考案された製品が第三者に対する知的財産権を侵害することがないように留意するとともに、必要に応じて特許事務所に調査を依頼して他社の知的財産権に抵触しないよう努めておりますが、万が一当社グループの認識の範囲外で第三者による係争に巻き込まれた場合や特許侵害に係る警告を受けた場合には、その解決に係る時間及び費用、更には当社グループの信用低下や損害賠償請求及びライセンス料の支払い等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 製品の不具合発生について

当社グループにおいて開発・製造された製品については、品質管理の専門部署が当社で定めた品質管理基準に基づいた品質管理を行っており、安全かつ安心頂ける製品の供給に努めておりますが、欠陥が生じる可能性は否定できません。万が一、自主回収を要するような製品の不具合が生じた場合や当該不具合により第三者に損害を与えた場合は、当社グループの信用低下や当社及び製品のブランドの低下、または損害賠償請求等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 株式会社アイデアインターナショナルとの資本及び業務提携について

当社は、株式会社アイデアインターナショナル（以下「アイデア」という。）と締結した資本及び業務提携に係る基本合意書に基づき、平成22年9月30日付でアイデアが第三者割当により発行した新株式100百万円、及び同新株予約権付社債400百万円を全額引受け、アイデア（連結子会社を含む）を持分法適用関連会社としております。当社は、今後アイデアとの業務提携を推進し、相互の経営リソースを活用した販売機会の増大及びコストダウン等に努める方針です。しかし、何らかの要因でアイデアの業績が悪化した場合、またアイデアの株価が大幅に下落する等があった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 自然災害等外的要因（紛争、テロ、自然災害、感染症の流行を含む。）について

地震、津波及び台風等の自然災害、紛争（深刻な政情不安を含む。）、テロ、大規模停電、感染症の流行等の外的要因により、社会インフラに重大な障害が発生し、または当社グループの事業拠点や物流拠点、販売先拠点、生産委託先及び仕入先等が被災すること等により、当社グループの業務の一部または全部が停止せざるをえない可能性があります。当社グループでは、事業拠点を全国に設置し、物流拠点を分散させ、データセンターをセキュリティ及び耐震強度の高い施設に設置するなど、対策は講じておりますが、万が一、自然災害等の重大な外的要因が生じた場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 当社子会社による株式会社ハギワラシスコムの事業の一部譲受けについて

当社は、平成23年7月4日付において、当社100%出資の子会社であるハギワラソリューションズ株式会社を設立し、平成23年8月1日を期日として、平成23年4月8日に名古屋地方裁判所から再生手続開始決定を受けた株式会社ハギワラシスコムから、その事業の一部を譲受け、同日に事業を開始しております。当社グループは、譲受け事業であるストレージ及びフラッシュメモリーに関する技術力、開発力及び販売網を当社グループにおいて活用することで、当社グループの一層の事業拡大に努める方針です。しかし、何らかの要因で当社グループの方針が奏功せず、ハギワラソリューションズ株式会社の業績が悪化することがあった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) ednet GmbH、ednet AG及びednet Nederland B.V.の解散及び清算について

当社は、平成24年3月28日開催の取締役会において、ednet GmbH、ednet AG及びednet Nederland B.V.の3社（以下「ednetグループ」という。）を解散及び清算することを決議し、平成24年3月期の連結決算においてはednetグループにおける清算関連費用等563百万円を事業整理損として、当事業年度の個別決算においてはednetグループに対する債権等552百万円を関係会社事業整理損として、それぞれ特別損失に計上いたしました。これらは、決議時点における合理的な見積根拠に基づき算出しておりますが、今後の清算手続きの中で不測の事態が生じた場合には、新たな費用または損失が発生する可能性は零ではなく、予測しえない何らかの事象によって、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 海外の事業展開強化について

当社グループは、企業として一層の成長を図るため、当社単独または現地法人と合併で子会社等を設立する等して、当社グループ製品の販売拡大に取組む方針です。しかし、何らかの要因で当社グループの方針が奏功せず、子会社等の業績が悪化することがあった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) M & A及び資本・業務提携について

当社グループは、成長戦略の一環として、自社による新しい製品分野への進出及び新しい販売チャネルの開拓等のほか、M & A及び資本・業務提携等により、当社グループの事業規模を拡大しております。これらの実施にあたりましては、当社グループにおける既存事業との間で、マーケティング、商品開発、製品購買、販売チャネル、物流インフラ及びITインフラ等の既に当社グループが有する機能のうち、複数の機能で関連性を持たせることができ、その事業の将来性等を勘案して、慎重に検討することを基本方針としております。しかしながら、M & A及び資本・業務提携の後に、何らかの理由により当社グループの想定通りの成果が得られない可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

エレコム株式会社 本社
（大阪市中央区伏見町四丁目1番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。